

皆さんの声をお聞かせください

市長への手紙をお待ちしています

手紙は市長が直接拝見し、担当部署に伝え、調査・検討し、回答します。

郵送 専用用紙は今号に折り込みしてあります。また、市役所行政情報コーナー、二ツ井町庁舎市民フロア、各地域センターなどの施設に置いてあります。切手の貼付は不要です。

Eメール 市ホームページ「市長室」に定型フォームがあります。

nsmayor@city.noshiro.lg.jp

ファクス 89・1200



提出の際の注意点など

- ・住所・氏名・電話番号・年齢・職業を記入してください。
- ・個人情報や内容につきましては、目的外に使用しません。
- ・匿名、特定の個人や団体に対する誹謗中傷には回答できません。
- ・広く市民の皆さんにお知らせしたい内容は、氏名などを公表しないで、市ホームページなどで紹介させていただきます。
- ・ただく場合があります。
- ※公表はご本人が承諾しているものについて行います。

●市長への手紙とは…

市民の皆さんのご意見やご提案を、市政運営の参考とするための制度です。市政に対する皆さんのご意見、ご提案をお待ちしています。



販路拡大やお店の商品のPRに

ふるさと納税のお礼の品に登録しませんか

市では、ふるさと納税をしていただいた方に、特産品などのお礼の品をお贈りしています。このお礼の品は、市内の事業者などから申し込みを受ける登録制で、令和2年3月末現在で70事業所の267品が登録されています。登録された商品は、ふるさと納税のパンフレットやインターネットサイトで紹介され、寄附された方が自由に選ぶことができます。

登録できる事業者 次の要件にすべて

- ・市内に本社や支店、営業所、工場などを有する法人や個人
- ・市税の滞納がない（納税猶予などの措置を受けている場合は除く。）
- ・代表者などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員ではない

登録できる特産品

- ①市のPRにつながるような商品やサービスなどで、次のいずれかを満たすもの
 - ・市内で製造、加工、採取、栽培などを行っているもの
 - ・市内で提供されるサービス
 - ※金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金）や資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車など）を除く
 - ②速やかに発送できるもの（季節商品については別途相談）
 - ③飲食物は、商品到着後3日以上消費期限もしくは賞味期限が保証されるもの
 - ④ふるさと納税者の寄附金額に応じて2000円～10万円（税込）の金額で提供できるもの
- ※商品代、梱包代、送料は市が負担します。

インターネットサイトはこちら

ふるさと
チョイス



さとふる

